

横須賀署管内（横須賀市・逗子市・三浦市・三浦郡葉山町）における陸上貨物運送事業の労働災害発生状況と対策について

はじめに

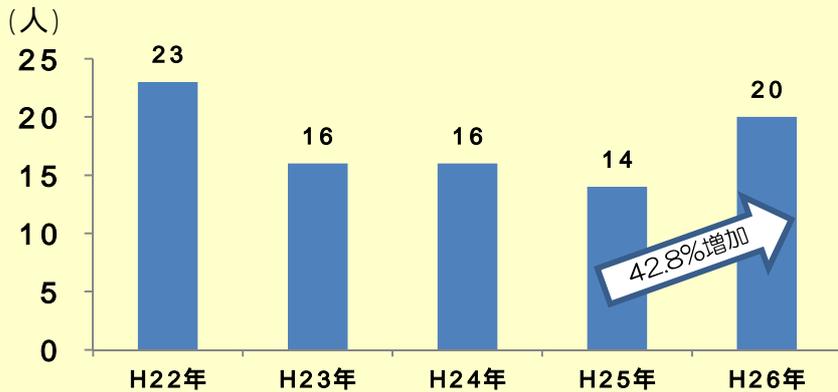
陸上貨物運送事業における休業4日以上の労働災害は、交通労働災害に比べ、トラックの荷台等から墜落する労働災害の方が多く発生しております。

また、厚生労働省が示す第1次労働災害防止計画においては、陸上貨物運送事業を重点業種とし、平成24年を基準に平成29年までに休業4日以上の労働災害発生件数を10%減少させる目標を定めています。

これに準じ、当署においても、10%減少させる目標と定めましたが、横須賀署管内の陸上貨物運送事業における災害は、平成26年に増加に転じています。

労働災害の傾向を把握し、早急に具体的な対策を行うよう努めてください。

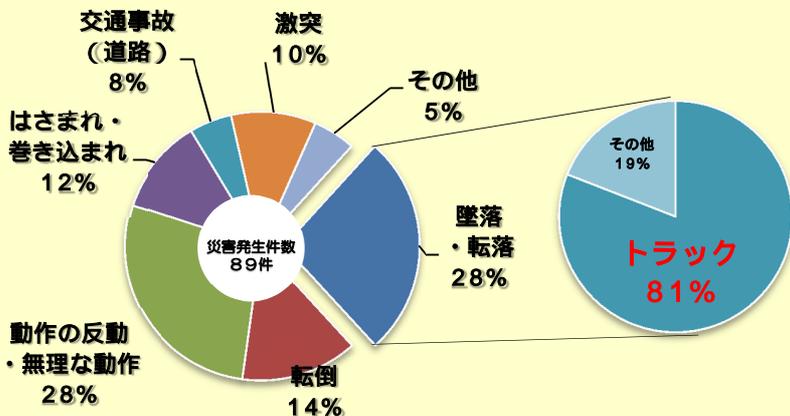
当署管内の陸上貨物運送事業における休業4日以上の労働災害発生状況



当署管内の事業場における陸上貨物運送事業の休業4日以上の労働災害は、平成22年の23件から、減少傾向にあった。しかし、平成26年は一転急増し、20件となり、対前年比で**42.8%増加**となった。

アベノミクス効果等により、横須賀市内を中心として経済状況が改善され、物流が増加してきたことが一因と推測される。

当署管内における陸上貨物運送事業の休業4日以上の労働災害発生状況（平成22年～26年）



陸上貨物運送事業の事故の型別労働災害発生割合と墜落・転落災害の内訳

当署管内における平成22年～平成26年に発生した陸上貨物運送事業の休業4日以上の労働災害は89件で、「**墜落・転落**」と「**動作の反動・無理な動作**」がともに**28%**占めている。次いで「**転倒**」が**14%**占めている。

また、左図のとおり、「墜落・転落」のうち、起因物は**トラック**が**81%**占めている。

「動作の反動・無理な動作」は、トラックから降りる際に足首をひねる、荷物を持ち上げる際に腰痛などとなる災害が多い。

「転倒」は、両手が荷物でふさがった状態であった、路面が凍結していた、ロールボックスパレット(かご台車)ごと転倒などが見られる。

荷下ろし、荷積み中の災害事例



発生状況

作業者が、一人でトラックの荷台上の製品の上に上がり、製品をカバーしているシートをたたむ作業を行っていたところ、足が滑り、バランスを崩して約1m墜落し、足から地面に着地したが、足首を捻挫したもの。

原因

シート掛け・外しの作業手順を決めていなかったこと。
また、作業者にその作業の安全教育等を行っていなかったこと。
足場などの作業床を準備していなかったこと。など・・・。

労働災害防止対策は・・・

この災害に対する再発防止対策としては、当然、作業手順を決めて、安全衛生教育を行う、足場などの設備を設置し、作業させることなどであるが・・・

本当にこれだけで、安全に作業ができるか？

リスクは他にもたくさん潜んでいる！！

例えば、トラックのあおりに指をはさまれる、サイドブレーキが甘く車に足を轢かれる、など。事前に対策をおきましょう！

裏面で、陸上貨物運送事業の労働災害防止対策のポイントについて、まとめましたので、**早急に取組をお願いします。**

陸上貨物運送事業の主な労働災害防止対策のポイント

荷役作業における「トラックからの墜落災害」の防止

- ・荷締め、ラッピング等は、できる限り荷上や荷台上で行わず、地上での作業とすること。
- ・荷や荷台上で作業を行う場合は、荷台端付近で背を荷台外側に向けないこと。
- ・荷台への昇降は、昇降設備を使用すること。
- ・耐滑性のある靴・クッション性の高い靴を使用すること。
- ・三点確保（手足の4点のうち、どれか1点を動かすときは、必ず残り3点を確保）を実行すること。
- ・荷台が滑りやすい場合は、滑り止めを貼り付けること。
- ・墜落時保護用の保護帽を着用すること。

荷役作業における「動作の反動・無理な動作による災害」の防止

- ・荷台への昇降は、昇降設備を使用すること。
- ・荷役作業を行う前に、準備運動を行うこと。（長時間の運転後にすぐ、荷役作業を行わない。）
- ・中腰など、不自然な作業姿勢で作業を行わないこと。
- ・足首を捻らないよう足首まで保護する長靴等の安全靴を履くこと。（荷役作業時は履き替える。）
- ・重い荷物は、手作業で行わず、ハンドリフター等機械を使用する。
- ・重い荷物等の場合は、遠慮せず、荷主等側の労働者に手伝ってもらうこと。（けがをした方が荷主等側に迷惑がかかる。）

荷役作業における「転倒災害」の防止

- ・床・地面に凹凸がないかあらかじめ、確認を行い把握すること。
- ・耐滑性・屈曲性のある安全靴を装着する。靴がすり減っていないかチェックすること。
- ・両手で荷を持たず、台車等をなるべく使用すること。



「その他の災害」の防止

- ・荷役作業があるか荷主等と役割分担を明確にしておくこと。
- ・雇入れ時、作業変更時教育の中で労働者遵守事項の周知を行うこと。
- ・荷役災害防止のための担当者を決め、必要な対策を行わせること。

陸上貨物運送事業の主な労働災害防止対策ツール

陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン

荷役災害防止に関し、陸運事業者が実施する事項、荷主等が実施する事項が示されています。

陸上貨物運送事業ガイドライン

検索



職場における腰痛予防対策指針

腰痛を予防するためのポイントや作業別の腰痛予防の腰痛の発生が比較的多い作業についての対策がまとめられています。

職場における腰痛予防対策指針

検索



交通労働災害防止のためのガイドライン

交通労働災害を防止するための、具体的実施事項が示されています。

交通労働災害防止ガイドライン

検索



職場のあんぜんサイト

災害事例、災害統計、法令通達等が掲載されています。

職場のあんぜんサイト

検索

